

租税優遇措置

産業創新条例第 23-3 条の子法の公布

財政部が 2020 年 1 月 9 日に産業創新条例第 23-3 条の子法となる「会社または有限パートナーシップの実質的な投資の未処分利益の減算適用および還付申請に関する規定」を公布しました。

1. 公布された規定と予告された草案との主な違いは以下の通りです。

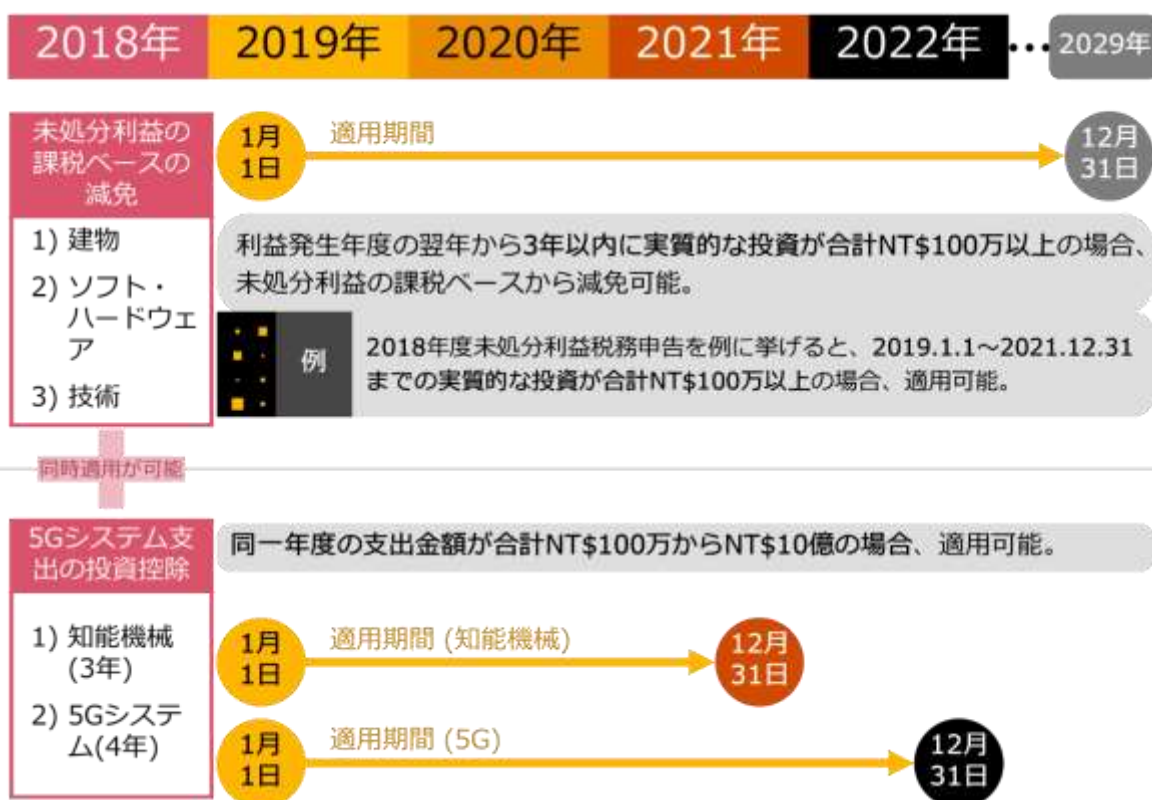
- 実質的な投資への支出日は 2019 年 1 月 1 日まで遡及適用(知能機械および 5G システム支出の投資控除に関する規定と同じ)
- 実質的な投資に係る証明書類には、取締役会(株主総会)による決議に係る証明書類は不要

2. その他の規定は、予告された草案と大きな違いはありません。詳細は本紙 2019 年 10 月号をご参照ください。

PwC 台湾の見解：

1. **期限および支出金額**：実質的な投資の未処分利益の減算適用は、利益発生年度の翌年から 3 年以内に完了しなくてはなりません。例えば、2018 年度の利益を実質的な投資に用いた場合は、2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに投資し、かつ投資が完了したものが適用します。また、実際の支出金額は少なくとも合計 NT\$100 万以上が適用条件となります。
2. **資本的支出であり、所有権の取得が原則**：実質的な投資は、資本的支出、所有権の取得(所有)および帳簿への固定資産の計上が原則となります。賃借している事務所・営業場所における賃借物の改良、あるいは賃借した土地に地主の名義で建物を建設した場合は、建物の所有権を取得していないため、未処分利益の減算の適用条件に合致しません。また、技術購入については、ロイヤルティを支払い使用权のみを取得している場合も、たとえ長期間のロイヤルティを前払いしていても、資本的支出の要件には適合しないため、未処分利益の減算項目として計上することはできません。
3. **長期にわたる投資は分割投資・個別投資を検討**：長期にわたる投資案件の場合、利益発生年度の翌年から 3 年以内に完了しなくてはならないという適用条件を考慮した上で、分割あるいは個別で投資できるかどうかについて検討することが望めます。3 年という適用期限を考慮しながら、工程明細表、検収報告書、支払証明等関連書類により、投資の完了を証明することになります。また、同一投資案件に対し必ずしも単一年度の利益を用いる必要はなく、数年度の利益を同一投資案件に利用することも可能です。

4. リース業者によるオペレーティングリースによる賃貸は、「3年以内に建物や設備を賃貸した場合は、税額を追納し、かつ利息加算する」との制限から排除される：産業創新条例の実質投資による未処分利益課税の課税ベースの減免制度を利用した投資対象となった資産を3年以内に賃貸した場合は、原則として減免された税額が追徴課税され、さらに利息が加算されます。しかし、リース業者の場合は、それが本業またはその付帯業務であり、投資対象資産の本来の使用目的の変更に該当しないため、上記規定は適用されません。なお、ファイナンスリースで賃貸する場合は、実質的には売却に該当します。
5. **未処分利益額**：所得税法第66-9条により計算します。法規制によって分配制限を受けている過年度利益が存在する場合は、制限が消滅した年度の未処分利益に加算して計算しなくてはなりません。例えば、2017年の利益のうち一部について分配制限があり、当該制限が2018年に解除された場合、2018年発生分の未処分利益と同様の扱いとなります。
6. 当規定は、海外資金還流に関する租税優遇措置との同時適用、「知能機械および5Gシステム支出の投資控除」との同時適用が可能です。これを図示すると以下の通りとなります。



所得税法

海外投資先の解散による清算所得の海外資金還流特別法への適用について

2019年12月23日付の財政部通達(台財税字第10804618580号)により、営利事業者が支配し重要な影響力を与える海外の再投資事業について、解散・清算を行い剰余財産の分配を行う際、清算所得にあたる当該剰余財産の出資額を超過する部分は、「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」(以下、「海外資金還流特別法」という)にいう海外投資からの収益に該当するため、営利事業者は海外投資先の株主総会等の解散決議に関する議事録あるいは関連証明書類を備えて、海外資金還流特別法の適用を申請できると定められました。

PwC台湾の見解：

1. 免税あるいは軽課税地域で経済的実質に関する新法令が相次いで施行される中、BVI、ケイマン等に所在する海外子会社の閉鎖を検討している会社は、海外資金還流特別法の施行期間中(2年間)に清算所得を台湾に還流させれば、優遇税率8%(施行1年目)または10%(施行2年目)を適用できます(実質的な投資に用いられる場合は税率半減が可能)。
2. BVI、ケイマン等に所在する海外子会社が再投資しているその他の経済的実質を持つ事業については、以下も併せて考慮することが必要です。
 - ① BVI、ケイマン等に所在する海外子会社の閉鎖によるその他の経済的実質を持つ会社の所在地における税負担への影響を考慮することが必要です。例えば、よく見られる問題の一つに、株式譲渡時に再投資先国においてキャピタルゲイン税が課されるかどうかがあります。例えば中国への投資を譲渡すると中国で原則として10%のキャピタルゲイン税が課されます。当該キャピタルゲイン課税について、投資先に適格再編による免税規定がないか、それを利用する余地がないかなど、前もってタックスプランニングの検討が必要です。
 - ② 海外資金還流特別法の適用には資金の還流が必要です。例えば、BVI、ケイマン等における海外子会社の解散・清算において帳簿に未処分利益が計上されていますが、実際には台湾へ資金が還流されない場合、特別法を適用することはできません。
 - ③ 中国、その他の投資先国からの送金時、源泉徴収されたとしても当該源泉税は特別法による税額から控除することはできませんので、資金還流時に特別法の適用を申請するか、あるいは一般の税法に基づき税額控除を活用するかについて検討し、どちらかを選択することが必要となります。

従業員への株式報酬について産業創新条例による課税の繰り延べを利用する場合は、1月末までに管轄官庁への届出および税務当局への副本通知が必要

1. 産業創新条例における課税繰延規定が 2016 年 1 月 1 日より施行されていますが、同条例施行細則第 3-5 条によれば、会社は、従業員の(1)株式取得日または可処分日に、(2)引き続き株式を保有し、なおかつ勤続年数が 2 年以上を満たすものについて、その翌年度 1 月末までに中央目的事業管轄官庁に届け出るとともに、税務当局にも副本で通知しなくてはなりません。
2. 従業員への株式報酬、現金増資による従業員へのストックオプション、従業員への自己株式、従業員への新株優先引受権および従業員への制限付新株予約権を発行し、下記に該当する場合は、2020 年 1 月末までに届け出ることが必要です。
 - ① 譲渡制限のない株式
 - a. 2019 年度に発行された株式
 - b. 2017 年 11 月 24 日以降に取得した株式で、引き続き株式を保有し、かつ 2019 年度に勤続年数が 2 年以上を満たすもの
 - ② 譲渡制限株式
 - a. 2016 年度から 2018 年度までに発行された株式で、2019 年度に譲渡制限期間が満了するもの
 - b. 2017 年 11 月 24 日以降に取得した株式で、引き続き株式を保有し、かつ 2019 年度に勤続年数が 2 年以上を満たし、2019 年度に譲渡制限期間が満了するもの
3. 申請フォーマット等については下記の経済部工業局のホームページをご参照いただくか、または各目的事業の管轄官庁にお問い合わせください。

<https://www.moeaidb.gov.tw/external/ctrl?PRO=application.rwdApplicationView&id=1474>

営業税法

越境 EC(電子商取引)によるクラウド発票の発行について

台湾内で固定的営業場所のない外国電子商取引業者によるインターネットを通じての台湾内の個人への電子役務の販売について、年間売上が NT\$48 万を超過するものは、2017 年 5 月 1 日より、台湾で税籍登記を行い営業税を申告・納付することが義務付けられたほか、2019 年 1 月 1 日よりクラウド発票を発行しなくてはなりません。2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの指導期間中、クラウド発票を発行していない業者の処罰は免除されますが、2020 年 1 月 1 日以降の不発行は営業税法第 52 条および税金徴収法第 44 条に基づき処罰されますので留意が必要です。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
			www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.